

岸和田市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定の趣旨を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者が、地域活動、文化活動、スポーツ活動等のあらゆる分野の活動に参加して、ろう者を含む全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を主な意思疎通の手段として用いる聴覚に障害のある者及び聴覚に障害のある児童をいう。
- (2) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを基本として、聴覚の障害の有無にかかわらず全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話による様々な交流が積極的に図られるよう手話に関する施策の推進に努めるものとする。

2 前項に規定する手話に関する施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会の拡大を図るための施策
- (3) 手話通訳者の設置の拡充等手話による意思疎通を支援するための施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

3 市は、前項の施策の実施に係る方針を定め、必要に応じて見直すものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、積極的に手話への理解及び手話の普及に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

